

先進急性期医療センターにおける 救命救急医療の実施の基本方針について

平成22年1月28日

当院を利用される皆様へ

当院において、救命救急時の医療行為（以下「救急救命医療」といいます。）は、可能な限り、患者さんご本人又はご家族・代理人（ご家族以外で患者さんの利益を最大限に代表される方）に内容を説明し、同意をいただいで実施しております。これは、患者さんの人権を尊重した医療を実践するためのものですが、救命救急時の状況によりましては、患者さんご本人又はご家族・代理人の意に添えない場合もございますので、ご理解のほどをお願いいたします。

（趣旨）

当院では、救命救急時においても、その医療の内容を説明し同意をいただくことを基本としておりますが、患者さんご本人又はご家族・代理人に説明をしていたのでは間に合わない場合や、患者さんご本人又はご家族・代理人の意思と当院の医師の考え方が必ずしも一致しないことがあります。

たとえば、患者さんが、正常な判断をすることができない場合、又は意識がない場合で、緊急の措置を必要とすることがあります。そのような状況において、

- ①「前々から患者本人は救命救急医療を拒否すると言っていた」
- ②「患者本人の救命救急医療拒否の意思を表示した文書（尊厳死宣言等）がある」

等をご家族・代理人の方々から指摘されても、当院として、それがご本人の真の意思を反映したものと確信できないことが、往々にしてあります。

そのような場合に、当院が考慮することは、「患者さんご本人にとって何が最善の治療といえるのか」という点です。

当院は、救命救急医療が、救命、健康の回復または社会復帰をもたらす可能性があるのであれば、社会規範および医療常識・倫理に照らし、当院の医師の裁量を優先して、救命救急医療を迅速に実施します。

このときの判断は、担当する医師が単独で行うのではなく、他の医師や看護師などの複数の医療従事者が協議して下します。

このように、当院では、救急救命医療の実施にあたっては、患者さんご本人の人権を尊重した人道的な方針に基づいて行って参りますので、ご理解をお願いいたします。

北海道大学病院長